

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ J A 住宅ローン S (一般型)
2. ご融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A の組合員または組合員以外で個人の方。 ※ J A の組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。 ・ お借入時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 ※ 最終ご返済時の年齢が満 80 歳以上の場合は、ご本人と同居または同居予定の満 20 歳以上のお子様を連帯債務者とする（親子リレー返済）によりお借入れが可能となります。その場合、連帯債務者となるお子様につきましても、J A の組合員である必要があります。 ・ 前年度税込年収が 450 万円以上ある方。 ※ 個人保証の場合は、前年度税込年収が 500 万円以上ある方。 ※ 同居される配偶者、もしくは、親子リレー返済にかかるお子様を連帯債務者として、所得合算をすることができます。その場合、所得合算対象者につきましても、J A 所定の条件（年収 150 万円以上等）を満たす必要があります。 ※ 自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得とし、過去 3 か年の各年の所得金額が 450 万円以上ある方。 ・ 勤続年数が 1 年以上の方。 ※ 自営業者の方は営業年数が 3 年以上の方。 ・ 団体信用生命共済に加入できる方。 ※ 共済掛金は、J A が負担します。 ・ 返済比率 20% 以下の方。 ※ 返済比率は、J A 所定の方法により計算いたします。 ・ その他、J A が定める条件を満たす方。
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人またはご家族が常時居住する住宅を建設するために必要な資金等（土地購入・諸費用を含む）であること。 ① 住宅の新築、購入資金 ② マンションの購入資金 ③ 住宅の増改築・改装・補修資金 ④ 中古住宅、中古マンションの購入資金 ⑤ 住宅ローンの借換資金 ⑥ 土地購入資金（5 年以内に住宅を新築し居住することを要する） ⑦ 上記①～④に付随して発生する、家電・家具の購入費用（合計 150 万円を限度とする） ※ J A の住宅ローンのお借換にはご利用いただけません。
4. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間を含め 3 年以上 35 年以内（1 か月単位） ※ 据置期間は、ご融資日から 12 か月後までの範囲内とします。ただし、他金融機関からお借入中の住宅資金を借換える場合、借入期間は原則として現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。 ※ お借入額が 500 万円以内の場合は無担保とすることができます。ただし、返済期間を 10 年 6 か月以内とします。

5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上5,000万円以内(1万円単位) ※原則として、所要額に対し自己資金が20%以上あることとします。 なお、条件が緩和される場合もありますので、詳細はJA窓口へお問い合わせください。
6. ご融資利率	<p>次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利選択型(3年・5年・10年固定コース) <ul style="list-style-type: none"> ①新規お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ②固定金利期間終了時に際して、固定金利選択のお申し出がない場合やJAに対するお支払いが滞っている場合、JAが債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、固定金利を再選択することはできず変動金利に切替させていただきます。 ・ 変動金利型 <p>お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準金利(長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、それぞれ6月および12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。ただし、元利均等返済の場合、お借入利率の変更にかかわらず毎月のご返済額は5年間一定となります。ご返済額は5年毎に再計算した結果増額になる場合でも、新たなご返済額はそれまでの毎月のご返済額の1.25倍以内とします。</p> <p>なお、基準金利が大幅に変動した場合は、上記以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> ・ 固定金利型、変動金利型の場合は年0.3%、固定金利選択型で当初固定金利特約期間が3年の場合は年1.40%、5年の場合は年1.70%、10年の場合は年2.15%を店頭表示金利から差引させていただきます。
7. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のご融資利率につきましては、JA窓口までお問い合わせください。
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる返済方法) ・ 毎月元金均等返済(毎月の返済額(元金+利息)における元金が一定金額となる返済方法) <p>※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年2回のボーナス返済の割合は、お借入額の50%以内(10万円単位)とします。</p>
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、ご融資対象住宅およびその土地に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ※お借入額が500万円以内の場合は、無担保とすることができます。
10. 保証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。

<p>11. 保証料</p>	<p>一括前払い方式・分割後払い方式のいずれかよりご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括前払い方式 お借入れ時に一括して金額・期間に応じた保証料(年0.09%~0.20%)をお支払いいただきます。また、別途一律保証料30,000円をお借入れ時にお支払いいただきます。 ※一括前払い方式には、割引特典が有ります。 分割後払い方式(無担保の場合を除く) お借入れ時に別途一律保証料30,000円をお支払いいただき、残りの保証料は分割払いとなります。約定返済日の元利金返済に併せ、分割払い保証料(年0.09%~0.20%)をお支払いいただきます。 ※保証料率は、福井県農業信用基金協会の審査により決定します。 個人保証の場合は、保証料はいただきません。 						
<p>12. 団体信用生命共済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 団体信用生命共済に加入していただきます。 ※共済掛金はJAが負担いたします。 ※原則として連帯債務の場合は、連帯債務者全員が団体信用生命共済の加入が必要です。 ※さらに、下記の団体信用生命共済(特約保障)を付加することができますが、お借入利率は、下表記載の加算金利分が上乗せとなります。(お借入の方のご負担) <table border="1" data-bbox="501 1010 1347 1133"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(特約保障)</th> <th>加算金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(特約保障)	加算金利	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
団体信用生命共済(特約保障)	加算金利						
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%						
<p>13. 9大疾病補償保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30% 						
<p>14. 火災共済(保険)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担保物件について火災共済(保険)に加入していただきます。なお、借地上の建物など、JAが指定する保証機関の所定の審査基準により、ご加入いただいた火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがあります。 ※共済(保険)金額は建物の時価相当額、期間はお借入期間以上とします。(継続による加入も可能) 						
<p>15. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次の手数料が必要となります。詳しくはJA窓口までお問い合わせください。 ①全額繰上返済手数料 ②一部繰上返済手数料 ③条件変更手数料 等 						
<p>16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所(電話:0776-27-8222)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたは福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 						

	<p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）</p> <p>京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。

・ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。